

子育て支援事業

少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」及び「子どもと家族を応援する日本・重点戦略」等を踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、総合的な少子化対策事業に要する経費について、必要な地方交付税措置を講じる。

平成20年度事業費 730億円程度

1. 内容

- ・子育て支援事業について、従来からの財政措置を拡充し、地方公共団体の積極的な取組を支援

2 市町村において想定される取組事例

- (1) 児童虐待防止対策の推進
 - ・要保護児童対策協議会の機能強化
- (2) 妊産婦健診費用に対する助成
- (3) 地域における子育て力の強化
 - ・地域子育て支援ネットワークの構築
 - ・児童遊園等での外遊び機会の提供
 - ・マタニティマークの普及啓発
- (4) ファミリーフレンドリー企業の普及促進
 - ・企業に対する講習会の開催や事業所内保育所の設置促進
- (5) 少子化対策推進本部の設置
 - ・少子化対策の部局横断的な「推進本部」を設置

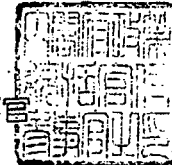
担当 調整課 中野、森田
(内線) 3.352



府政共生第52号
雇児総発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県
各 指定都市 次世代育成支援対策 主管部（局）長 殿
中核市

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
少子・高齢化対策担当参事官



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



総合的な少子化対策の推進体制の充実について（参考）

総合的な少子化対策の推進については、内閣府政策統括官（共生社会担当）、総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名による平成19年1月22日付け府政共生第47号、総行自第3号、雇児発第0122001号により、地域の少子化対策の充実のための取組を進めていただくようお願いしているところですが、取組に当たっての考え方を下記のとおり整理しましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 庁内の推進体制の整備について

庁内の推進体制づくりの検討に当たって中心的な役割を果たすこととなる部局については、例えば、首長をトップとして少子化対策推進本部を設置する場合、本部長である首長の下、関係部局長から構成され、次世代育成支援担当部局長（次世代育成支援対策推進法（※）に基づく地域行動計画（以下、「地域行動計画」という。）の策定・推進において中核となって取組を進めている部局長）が、庁内の部局横断的な総合調整の役割を担う形が考えられます。

これに準ずる体制を整備する場合としては、例えば、次世代育成支援担当部局長をトップとして、関係部局長からなる少子化対策推進関係部局長連絡会議を設置するなどして定期的に関係部局が集まって検討する場を設けることなどが考えられます。

このほか、上記のような体制がとれない場合でも、次世代育成支援担当課長を中心に関係課室長横断的にプロジェクトチームを組織し、適宜、首長、担当部局長の指示・助言を得る形で少子化対策を推進する形なども考えられます。

これを整理すると以下のとおりです。

(新たな体制づくりの例)

- ① 首長をトップとし、次世代育成支援担当部局長をはじめ、関係部局長から構成（設置要綱等により新設）。
- ② 次世代育成支援担当部局長をトップとし、関係部局長から構成（設置要綱等により新設）。
- ③ 次世代育成支援担当課長を中心に関係課室長横断的にプロジェクトチームを組織し、適宜、首長、部局長の指示・助言を得る。

こうした体制については、多くの都道府県において既に整備され、また市区町村においても整備され始めているものと認識していますが、今後、さらに多くの地方公共団体において整備が進められることが期待されます。

地域における少子化対策の充実のため、各地方公共団体の実情に応じ最も効果的と考えられる体制整備となるようご検討を進められるようお願いいたします。

※ 次世代育成支援対策推進法の詳細については、以下をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>

2 地域の企業や民間団体等との協働の推進について

(次世代育成支援対策地域協議会の設置・活用)

今回の重点戦略は、「仕事と生活の調和の実現」と「就労と子育ての両立支援」を「車の両輪」として取り組むことを掲げていますが、こうした取組は国レベルの取組はもとより、各地方公共団体レベルでの取組の充実が図られてはじめて国民運動としての実効性があるものと認識しており、これまで以上に関係者の連携を強化して取組を進めることが重要であると考えています。

そして、地域の企業や民間団体等との協働を図るためには、まずは地域の企業や民間団体等の方々に仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策を推進する当事者としての意識をより強く認識していただき、国民運動として少子化対策を推進していく必要があると考えています。

地域の関係者による協議の場としては、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策地域協議会の設置・活用などが効果的であると考えています。協議会の構成員として積極的に参画を促していただきたい関係者及び関係分野、地域の企業や民間団体等との協働のあり方として、以下の事例が考えられますのでご参照願います。

(関係機関・関係者)

- (イ) 福祉関係 (社会福祉協議会、児童相談員、民生委員児童委員協議会、保育園、放課後児童クラブ等)
- (ロ) 保健関係 (保健師、助産師、看護師、母子保健推進員)
- (ハ) 医療関係 (医師会、歯科医師会、地域の病院等、学校医等)
- (ニ) 教育関係 (小・中学校、幼稚園、PTA連合会等)
- (ホ) 企業関係 (商工会議所、商工会、経営者協会、次世代育成支援対策推進センター、事業主等)
- (ヘ) 労働関係 (労働者団体)
- (ト) NPO等 (子育てに関する活動を行っている団体・ボランティア、コミュニティ活動などを普及する地域活動団体等)
- (チ) 住 民 (子育て支援サービス利用者、子育て当事者、町内会等)
- (リ) 国の関係機関 (都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所)
- (ヌ) その他 (報道関係者、まちづくり関係者、交通安全対策協議会等)

(協働のあり方の例)

- ① 地方公共団体の内部部局が主体となって地域の企業や民間団体と協働して取り組む形
- ② 児童相談所や保健所等の地方公共団体の出先機関が主体となって取り組む形
- ③ 企業関係者やNPO等の地域の子育て支援活動をしている者が主体となって運営している協議会等に、地方公共団体の担当職員が構成員又はオブザーバーとして参加する形

(国(「仕事と生活の調和推進会議」)との関係)

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの関連では、平成20年度政府予算案(厚生労働省)において、労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置し、働き方の見直しの観点から地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及び仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行うこととしています。

この推進会議の事務局は都道府県労働局に設置する予定ですが、各地域の実情に応じて柔軟な対応をできるようにする予定であり、例えば、既存の協議会を都道府県労働局と合同開催し、仕事と生活の調和推進会議として活用する方法や、あるいは既存の協議会の下に、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しに特化した議論を行う場として、この推進会議を活用する方法などが考えられますので、各都道府県の実情に応じた効果的な検討体制となるよう、都道府県労働局と密接な連携を図ることが重要であると考えています。

3 点検・評価等の施策への適切な反映について

一般的に、これまでの少子化対策についての点検・評価は、各種事業が計画どおりに進捗しているかどうかを量的に把握することが中心でしたが、今回の重点戦略では、少子化対策の効果的な推進を図るためには、利用者の視点に立った施策の点検・評価を行うことが重要であるとしています。

そのためには、地域行動計画の見直しなどに当たっては、プランの目標設定段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させる、PDCA サイクルを確立することが必要だと考えられます。

利用者の視点に立った点検・評価を行うための具体的な取組としては、例えば次のような事例が考えられます。

(利用者側の視点の把握の仕方の例)

- ① 既存統計の改善・工夫を行い、例えば、女性の妊娠・出産後の継続就業率や出産を機に仕事を辞めた理由などについて把握する。
- ② 「安全」、「安心」、「気軽さ」、「楽しさ」、「満足」といった統計等によって把握することが難しい利用者の意識等について、グループインタビューや利用者意向調査を行うなどの方法によって把握する。
- ③ PDCA サイクルを住民に関われた形で行うことで、点検・評価の結果がどのように改善に結びついたのかを明確にし、住民の意思を施策に反映しやすくする。

4 住民にとってわかりやすい情報提供について

既に多くの地方公共団体において、インターネットを活用して、住民にわかりやすく、利用しやすい形で子育て支援に関する情報の提供に努められているところだ。

内閣府では、地方公共団体はもとより、関係民間団体やNPO法人等の情報も含めて、これを集約し、検索しやすい形で提供する総合的なサイトを開設することを検討しています。詳細については、追ってお知らせいたしますが、各地方公共団体が今後の取組を進めていく上でも有益なものとなるよう、工夫、改良を重ねていきたいと考えておりますので、サイトが創設された際にはよろしくご活用いただきますようお願いいたします。

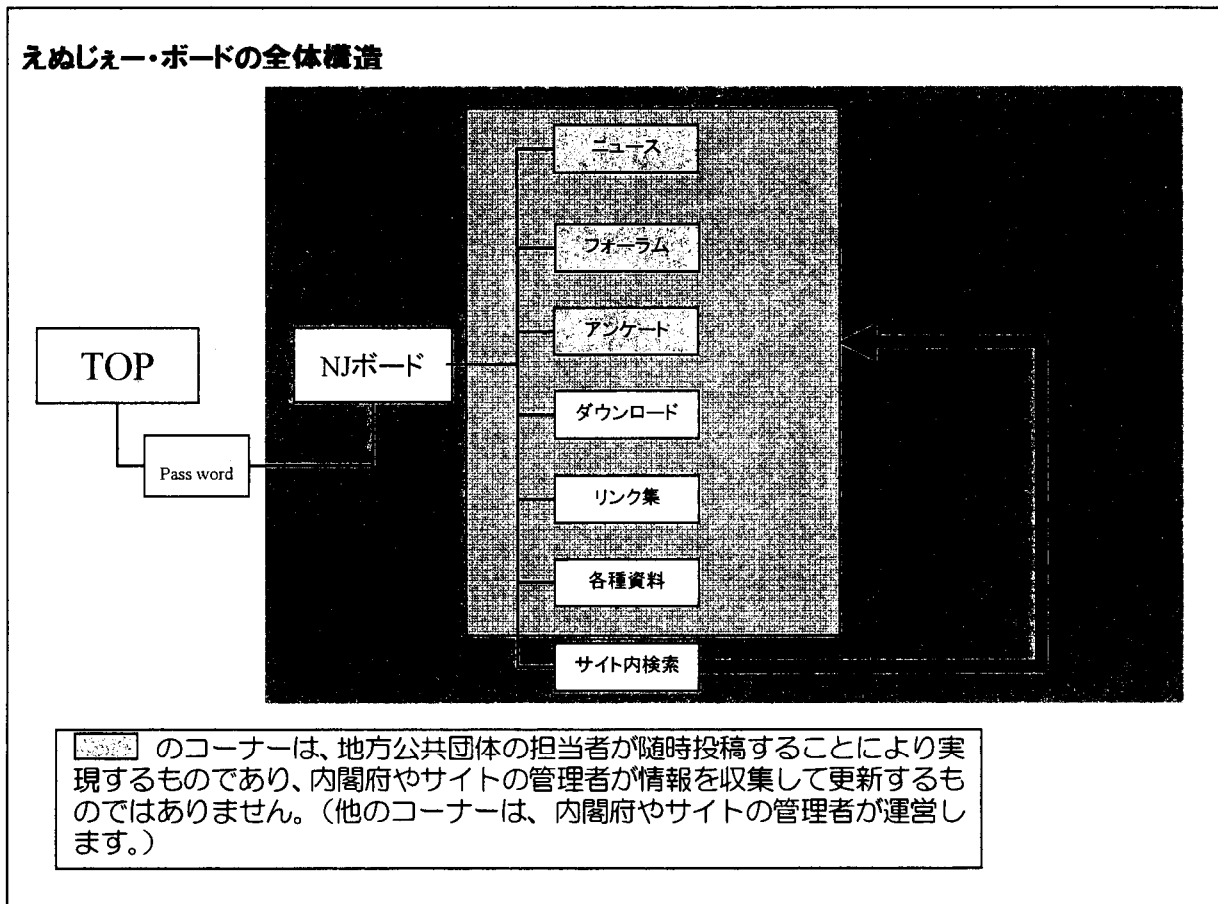
「少子化対策連携促進サイト」の開設について

1 サイト開設の目的

各地方公共団体が、庁内の推進体制の整備や地域の企業や民間団体等と協働しながら、総合的な少子化対策を推進していくに当たり、国と地方公共団体、地方公共団体相互が関連情報、問題意識を共有していくことが可能となるよう、国、各地方公共団体が情報を提供しあったり、意見交換をすることができるようなサイトを創設します。

2 サイトの構造と機能(予定)

「少子化対策連携促進サイト」(以下「えぬじぇー・ボード」という。)は、地方公共団体の少子化対策担当者が利用する電子掲示板型のサイトです。



* 国、地方公共団体の少子化対策担当者が利用者となります(人事異動のときには後任に引き継ぐなど、自己責任で利用してください)。

各コーナーの概要は次のとおりです。これらのコーナーは、いずれも各地方公共団体の担当者が提供する情報、意見等に基づき運営されていくものです。各地方公共団体の積極的な活用をよろしくお願いします。

① ニュース

ニュースコーナーは、各地方公共団体が、それぞれ公表する少子化対策関連の情報を本ボードにも提供し、ニュースとして配信することで、他の地方公共団体の施策の参考とするものです。写真を添付することもできますので、地方公共団体の担当者が常に他の地方公共団体の情報を把握することができます。

例えば、次のような情報を掲載することが考えられます。

◆マスメディアにリリースした情報を掲載

各地方公共団体が、それぞれ新聞、雑誌等のマスメディアにリリースした少子化対策に関する施策の情報を掲載します。

◆広報誌の記事を掲載

各地方公共団体が、それぞれ発行している広報誌に掲載した少子化対策に関する施策の情報を掲載します。

「広報誌の記事」としての特性を活かし、メディアを使ったリリースに比べ、具体的な施策をジックリ読むことができる「特集記事」的なページを目指します。

◆イベント（行事）を掲載

地方公共団体主催の子育て支援の行事などを写真とともに紹介します。

② フォーラム

フォーラムコーナーでは、ある地方公共団体の担当者が自ら抱える課題の解決にあたり、他の地方公共団体の担当者に問いかけ、その回答（書き込み）を求め、問題解決に向けての意見交換等を行うコーナーです。

③ アンケート

アンケートコーナーでは、課題の解決のために各地方公共団体の少子化対策の担当者に向け、アンケート調査を行うことができます。

④ ダウンロード

内閣府が地方公共団体の担当者に通常のメールで資料を送信するとき、添付ファイルでは重くなる場合などには、ここに掲載します。

⑤ リンク集

リンク集コーナーでは、少子化対策に係わるサイトをリンク情報として提供します。

⑥ 各種資料

各種資料コーナーでは、このサイトの利用マニュアルやFAQなどのシステムに関する資料を掲載します。

⑦ サイト内検索

サイト内検索コーナーでは、ニュースやフォーラムなどのすべてのコーナーから検索することができます。このサイトに蓄えられたさまざまな情報が蓄積していくことにより、データベースの役割を担うことになります。

3 スケジュール

今後の主なスケジュールは次のとおりです。

期日	内容	備考
3月3日	テスト運用開始（ID等の登録を含む）	
3月21日	テスト運用終了	
4月16日	本運用開始	

4 アクセス

3月3日から3月21日までの間でテスト運用を行います。

期間中のURL（アクセス先）については、追ってご連絡いたしますが、こちらからの連絡はメールにより行いますので、お手数でも都道府県・指定都市・中核市のご担当者様（窓口の方）は、「テスト運用期間中のアクセス先（URL）希望」と明記の上、次のメールアドレス：daiki.tokisue@cao.go.jp までメールいただきますようお願いいたします。

本格運用の開始時期及び本サイトの操作方法や注意事項等の詳細な内容のご連絡についても、以降、登録いただきましたメールアドレスにてお送りいたしますので、ご承知おきください。

3. 仕事と生活の調和の推進について

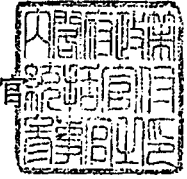


府政共生第57号

平成20年1月22日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府 仕事と生活の調和推進室参事官



「仕事と生活の調和推進室」の設置のお知らせ及び
各都道府県の担当部署の御登録のお願いについて

先般、平成19年12月18日内閣府事務次官通知府政共生第1581号4で通知したとおり、政府は、昨年末、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「憲章等」という。）並びに『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」を策定したところでありますが、今後は、これらに基づき、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備を車の両輪として施策を進めていく必要があります。

特に、働き方の見直しについては、これまで労使の自主性に委ねられていたことから、社会的な広がりには欠けていましたが、今般、政労使の合意によって憲章が策定されたことは、社会全体を動かす契機となるものであり、今後は関係省庁、経済界、労働界、地方公共団体が密接に連携しながら憲章等に基づき仕事と生活の調和を推進する必要があります。

そこで、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしました（平成20年1月8日設置）。

「仕事と生活の調和推進室」は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）を室長とし、内閣府をはじめ総務省、厚生労働省、経済産業省の関係職員から構成されています。

「仕事と生活の調和推進室」は、憲章等に基づく、仕事と生活の調和の実現のために必要となる企画立案及び総合調整に関する事務を担当し、具体的には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の事務局、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整、情報収集・整理、調査研究といった業務を行うこととしております。

なお、内閣府においては、同じく政策統括官（共生社会政策担当）を室長とする「少子化対策推進室」が従来より設置されておりますが、今回設置された「仕事と

生活の調和推進室」は、同じ政策統括官の下、「少子化対策推進室」と連動し、一体となって運営していくこととしています。

各都道府県におかれましては、「仕事と生活の調和推進室」との密接な連携をお願いするとともに、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

また、重点戦略、憲章等を踏まえた地方公共団体における少子化対策の全庁的な推進体制の整備については、「総合的な少子化対策の推進について」（平成20年1月22日内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名）により通知したところですが、特に仕事と生活の調和の推進に関しては、今後、各都道府県と「仕事と生活の調和推進室」あるいは都道府県内の関係機関、関係団体等との連絡等が頻繁になることが想定されます。このため、全庁的な体制の整備と併せて、庁内において仕事と生活の調和の推進を担当する部署を登録していただきたく、よろしくお願いたします（別紙に担当部局課名等を御記入の上、メール又はファックスにて御返送ください。当室において一覧表を作成し、各都道府県にフィードバックいたします。）。

なお、市町村においても、実情に応じて、仕事と生活の調和の推進を担当する部署を設け、これに積極的に取り組むことが考えられるところであり、そのような市町村におかれても是非、担当部署を登録していただきたくお願いします。

各都道府県におかれましては、今後、内閣府をはじめとする国の関係府省と協働して、憲章等に基づき仕事と生活の調和の推進に取り組んでいただきたく、よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

内閣府 仕事と生活の調和推進室

参事官補佐 能坂正徳

室員 清水智哉

電 話：03-3581-9268

E-mail：

仕事と生活の調和推進室の設置について

平成20年1月8日、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を立ち上げました。

仕事と生活の調和を実現するためには、企業、働く方、都道府県・市町村がパートナーとして密接に連携する必要があります。

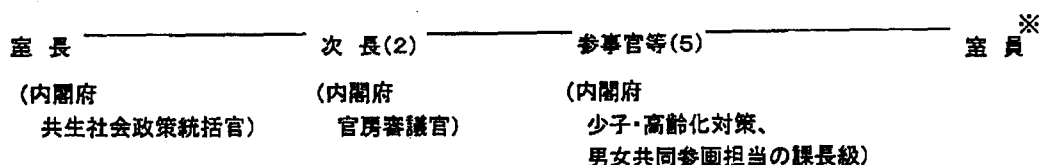
「仕事と生活の調和推進室」では、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として、次の業務を行います。

【業務】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」に基づく、仕事と生活の調和の実現のために必要となる企画、立案及び総合調整に関する事務

- 「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の庶務（事務局機能）
- 関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整
- 政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整
- 情報収集・整理、調査研究

【体制】



※室員は、内閣府のほか、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省）の職員により構成

【お問い合わせ】

内閣府 仕事と生活の調和推進室 電話 03-3581-9268

仕事と生活の調和推進に係る担当窓口登録票

1 都道府県・政令都市名

2 担当部局

3 担当課室名

4 担当者名【係名、役職等含む】

5 連絡先

●電話

●FAX

●メール

【問合先・送付先】

内閣府 仕事と生活の調和推進室 能坂(のうさか)、清水
住所 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
電話 03-5253-2111(代表) 44185(内線) 03-3581-9268(直通)
FAX 03-3581-0992
メール tomoya.shimizu@cao.go.jp

※「FAX」又は「メール」にてご送付下さい。
(メールの場合、上記の情報が記載してあれば様式は問いません。)

仕事と生活の調和推進会議について

地域における仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図るため、都道府県ごとに、労使をはじめ、地方公共団体、学識経験者等の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表、先進的な取組を行う企業の好事例の収集・情報提供等を行う。

仕事と生活の調和推進会議(都道府県労働局)

労働基準部

(会議の主導的役割を担う)
(事務局として③をまとめて実施しても可)

- ① 推進会議で議論となる案件に係るとりまとめ(資料の作成等)
- ② 労使との調整

企画室

(原則、会議の事務局を担当)

- ③ 対外的窓口(都道府県等)、委員委嘱、日程調整等

既存の協議会との
合同開催等、緊密
な連携

都道府県

少子化対策推進本部

○ 推進会議への参画

○ 必要に応じ、議題の提供や
データ等の提供

議論の目的

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を会議の中心テーマとしつつ、幅広い議論(次世代育成支援等)を行い、地域における仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図る。

実施事項

- 地域の特性を踏まえた提言・目標設定
- 仕事と生活の調和推進事業におけるモデル事業の実施企業の選定
- 仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供の実施
- その他都道府県等のニーズに応じて柔軟に設定



平成20年2月12日
内閣府
仕事と生活の調和推進室

仕事と生活の調和ポータルサイトの立ち上げについて

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、国民の皆様全員に働き方や暮らし方について考えていただくための総合的な情報提供を行うため、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を立ち上げました。

今後、順次内容の拡充を図っていきます。

1. URL

<http://www8.cao.go.jp/wlb/>

2. 構成

- ・ 仕事と生活の調和とは
（定義や必要性、実現した社会の姿について解説）
- ・ 政府の取組
（「官民トップ会議」の情報などを掲載）
- ・ 地域を取組
（全国各地の取組を紹介）
- ・ 企業の取組
（企業の好事例を紹介）
- ・ 民間団体の取組
（民間団体の運動を掲載）
- ・ 海外の取組
（諸外国の取組を紹介）
- ・ イベント情報
（国、地方、民間団体が行うシンポジウムなどを紹介）
- ・ 調査研究
- ・ リンク集

3. 開設日

平成20年2月12日

本件問い合わせ先：

内閣府仕事と生活の調和推進室 佐藤、清水

電話：03-3581-9268（直通）

「仕事と生活の調和ポータルサイト」トップページ

※ 内閣府トップページ (<http://www.cao.go.jp>) の「内閣府の政策」に「仕事と生活の調和」バナーを設けています。

